【変更概要】　庁議および市政戦略会議の運営方針の改訂（平成28年4月14日）

方針本編　関係

第１章 - ２

（1）-④ 【方針P1】

部長会議について、案件がない場合は、市長訓示のみで開催することとしていた点を改め、基本的には開催しないこととする。

（3）-② 【P3】

説明資料（概要）に記載する項目に、「庁議、市政戦略会議、審議会等での指摘事項と対応に関する経過」を追加する。

第２章 - ５

冒頭部 【P8】

付議書締切日の参照資料の名称を「庁議日程表」に変更する。

第５章 - ４

【P15】

（1）　関係部での調整方法として、「関係部長会議を開催するなどして」を明記する。

（4）　市政戦略会議に案件を付議する予定の部局から開催日程の連絡を受けたときに企画調整課が行う、関係部長および関係部長以外の全部長への開催日の連絡方法を明記するために、新たに項目を設ける。

（5）～（8）　（4）の項目を新設することに伴って項番号を（6）～（9）に変更する。

参考１　議会への協議等の資料部数について　関係

議会事務局および総務課への提出部数が変更されたため、修正する。

参考2　草津市における本部会議等設置一覧　関係

「（ウ）構成員が、市長を除き、かつ部長会議構成員全員ではない」の表から、「平成27年国勢調査草津市実施本部」にかかる行を削除する。（実施本部の廃止によるもの）